

社会保険

ふくしま

5・6

2018 Vol.557

須賀川市
「乙字ヶ滝」

職場内で回覧し皆さんでご覧ください

【(一財)福島県社会保険協会ホームページ】 <http://www.f-shimakyoukai.or.jp/>

福島県社会保険協会

検索



福島之宝～訪れたい風景～

新緑と乙字ヶ滝

那須高原に源を発する阿武隈川唯一の滝で、水が乙字の形をして流れ落ちることからこの名がつけました。水かさが増すと100mの川幅いっぱいに落下する様子が雄大な眺めで、小ナイヤガラ（小ナイヤガラ）の滝とも言われています。元禄2年には松尾芭蕉がここを訪れ、「五月雨の滝降りうづむ水かさ哉」と詠みました。滝見不動尊の傍らに芭蕉の句碑が立っています。国道にも近く、駐車場からもすぐそばですので、ぱっと立ち寄るのに向いています。

お問い合わせ／須賀川市観光交流課 TEL : 0248-88-9144



CONTENTS

- ◆算定基礎届の提出について 2
- ◆様式変更に伴う変更点 3
- ◆随時改定と月額変更届 3
- ◆出張窓口の終了について 4
- ◆傷病手当金について 5
- ◆社会保険協会だより(1)
(平成30年度事業計画と予算) 6~7
- ◆委員随想(大槻 真紀) 8
- ◆支部だより(ボウリング・ゴルフ等) 8
- ◆年金事務所 Q&A
(月額変更届について) 9
- ◆協会けんぽ Q&A
(インセンティブについて) 9
- ◆季節の健康情報 第42回 10
- ◆ふくしまの魅力再発見! No.28 10
- ◆年金相談(6・7月の日程) 10

算定基礎届の提出時期になりました



- 算定基礎届は、7月10日(火)までに提出してください。
- 仙台広域事務センターへの、郵送による提出にご協力をお願いします。
- 算定基礎届の用紙は事前にお送りいたします。
※社会保険労務士へ事務を委託し、かつ用紙の送付先として同意書を提出した事業所様の分については、直接社会保険労務士へ送付いたします。
- 県内7か所の会場で算定基礎届等事務講習会を開催します。
※開催のお知らせ・申込書は、4月発送の保険料納入通知書に同封のチラシ及び「社会保険ふくしま」3・4月号に掲載されております。

平成30年3月5日から使用していただく様式が変更となりました。70歳以上被用者算定基礎届と統合され、70歳被用者のための個人番号(マイナンバー)欄等が追加されています。

定時決定とは？

健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬(賃金等)と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、4月・5月・6月に支払われた報酬を事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただき、厚生労働大臣はこの届出内容に基づき毎年1回標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といいます。

「定時決定」により定められた標準報酬月額は、原則その年の9月から翌年8月までの各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となります。

算定基礎届の対象となる方は？

算定基礎届の届出対象となる方は、7月1日現在の被保険者全員です。(報酬が変わらない方も全員対象です)

ただし、その年の6月1日以降に被保険者となった方は、資格取得時の標準報酬月額が翌年の8月まで有効であるため対象から除かれます。

標準報酬月額の決定方法

4月・5月・6月の報酬

算定基礎届に記入する報酬は、4月・5月・6月の各月に支払われた報酬月額です。

たとえば、3月1日から3月31日までの給料を4月に支払うなど、給料の支払いが翌月になる場合は、その事業所の給料は3月分であったとしても、翌4月に受けた報酬として取扱います。

支払基礎日数17日以上

支払基礎日数とは、給料計算の対象となる日数をいいます。

日給制の場合は、出勤(稼働)日数が支払基礎日数となります。月給制の場合は、出勤日数に関係なく、給料計算期間の暦日数が支払基礎日数となります。

対象となる4月・5月・6月の3か月は、いずれも17日以上であることが必要とされていますので、17日未満の月があれば、その月は、報酬月額算定の対象から除外して平均額をだします。

短時間就労者(パートタイマー等)の標準報酬月額の決定

短時間就労者とは、パートタイマー、アルバイト、契約社員、準社員等の名称を問わず、一般の従業員より短時間の労働条件で勤務する人をいいます。

4月・5月・6月の3か月のいずれの月も支払基礎日数が17日以上ある場合

3か月の報酬総額の平均を報酬月額として決定します。

4月・5月・6月の3か月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合

3か月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬総額の平均額を報酬月額として決定します。

特定適用事業所に勤務する短時間労働者の標準報酬月額の決定

特定適用事業所に勤務する短時間労働者については、4月・5月・6月のいずれも支払基礎日数が11日以上月の平均額をだして決定します。*短時間労働者とは、一般の従業員の所定労働時間および所定労働日数が4分の3未満で、下記の5要件をすべて満たす方が該当になります。

1. 週の所定労働時間が20時間以上あること
2. 雇用期間が1年以上見込まれること
3. 賃金月額が8.8万円以上であること
4. 学生でないこと
5. 常時501人以上の事業所(特定適用事業所)または国、地方公共団体に勤めていること

平成29年4月からは、500人以下の企業においても、上記1から4の条件を満たした場合は、労使の合意に基づき任意で短時間労働者の適用拡大が可能となりました。

様式変更に伴う変更点について

- 「総括表」、「算定基礎届」とともに様式が変更になりました。
- これまでは、70才以上の被用者について、「算定基礎届」と「厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届」をそれぞれ届出いただきましたが、届出用紙が統合され、1枚で手続きできるようになりました。
- 70歳以上の被用者については、マイナンバーの記入が必要になります。

◆70歳以上被用者等の算定基礎届の記載例

- ⑰個人番号(基礎年金番号):70歳以上被用者の方のみ、本人確認を行ったうえ記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、左詰めでご記入ください。
- ⑱「1.70歳以上被用者算定」に○を囲んでください。なお、算定期間中に70歳に到達する等により、健康保険と厚生年金の算定基礎月が異なる場合のみ、記入してください。

◆算定基礎届の様式と記載例

随時改定と月額変更届

随時改定とは?

被保険者の方の報酬が昇(降)給など固定的賃金の変動により大幅に変わったときは、次回の定時決定を待たずに、標準報酬月額が改定されます。これを「随時改定」といい、事業主の方から「月額変更届」の提出が必要となります。また、随時改定は定時決定に優先し、7月・8月・9月に随時改定に該当する場合は、その標準報酬月額が翌年8月まで適用されます。

月額変更届の届出が必要になる場合は?

次の①～③すべてに該当するときは、随時改定に該当するため月額変更届の提出が必要となります。

- ①昇給・降給などで「**固定的賃金**(※1)」に変動があること
- ②**固定的賃金**変動月以後3ヶ月間に支払われた報酬(残業手当などの**非固定的賃金**(※2)も含む)の平均額に対応する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差があること。
- ③**固定的賃金**変動月以後3ヶ月間に支払われた報酬の支払基礎日数がいずれも17日以上あること。(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上)

※1「**固定的賃金**」の例 月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率等

※2「**非固定的賃金**」の例 残業手当、能率手当、日・宿直手当、皆勤手当、精勤手当等

月額変更届の提出方法は?

固定的賃金変動月以後3ヶ月間の報酬が支払われ、随時改定に該当する場合は速やかに月額変更届を提出してください。添付書類は原則不要ですが、改定月の初日から起算して60日以上経過した後に届出する場合や、標準報酬月額が5等級以上引き下がる場合には、賃金台帳の写し、出勤簿の写しが必要となります(役員の方の場合は取締役会の議事録等も必要です)。

随時改定による標準報酬月額の改定時期は?

固定的賃金変動月から4ヶ月目に標準報酬月額が改定されます。

例1 給与が末日締め当月末日払いの事業所において、4月から昇給があった場合

標準報酬月額	24万円	24万円	24万円	24万円	28万円
給与	24万円	28万円	28万円	28万円	28万円
	3月	4月	5月	6月	7月
		↑			↑
		昇給月			改定月

例2 給与が末日締め翌月払いの事業所において、4月から昇給があった場合

標準報酬月額	24万円	24万円	24万円	24万円	28万円
給与	24万円	28万円	28万円	28万円	28万円
	4月	5月	6月	7月	8月
		↑			↑
		昇給月	昇給後の給与を受けた月		改定月

年金事務所内「協会けんぽ」窓口は 終了いたしました

平成30年4月27日(金)をもちまして、平・郡山・会津若松年金事務所内「協会けんぽ出張窓口」を終了いたしました。

今後の申請は、協会けんぽ福島支部宛にご郵送いただきますようお願いいたします。

▶ 申請書の入手方法

● 協会けんぽホームページから申請書をダウンロードできます。

※ホームページでは申請書を簡単かつ効率的に作成できる「届出・申請書作成支援サービス」がご利用できます。

● お電話いただければ申請書を郵送します。

協会けんぽ ホームページ トップ上部 ▼

The screenshot shows the Keio-kempo website homepage. At the top, there is a search bar and navigation tabs for '加入者のみなさま' (Members) and '船員保険 加入者のみなさま' (Maritime Insurance Members). Below this is a main menu with icons for Home, Application Information, Health Insurance Guide, Medical/Health Guidance, Agency Information, Frequently Asked Questions, and About Keio-kempo. The main content area features a '申請書ダウンロード' (Download Application Form) section with a dropdown menu and a '表示' (Show) button. A red callout bubble points to this section with the text 'こちらからダウンロードできます。' (You can download from here). Other sections include '病気やケガをしたとき' (When you get sick or injured) with sub-sections for medical expenses, high medical costs, and rehabilitation; 'こんなときどうする' (What to do in such cases); '協会けんぽについて' (About Keio-kempo) with a list of links; '加入者・事業主の皆さま' (Dear Members and Business Owners) with news about insurance rates and incentives; '熊本市を中心とする地震により被害を受けた皆さまへ' (To those affected by the earthquake centered in Kumamoto); '協会けんぽからののお知らせ News!' (News from Keio-kempo) with a link to '04月04日 情報提供サービスを一時停止させていただきます' (We will temporarily suspend the information provision service on April 4th); and '第5回 協会けんぽ調査研究フォーラム' (5th Keio-kempo Survey and Research Forum) on May 23, 2018.

申請書の
郵送先
(お問い合わせ先)

〒960-8546 福島市栄町6-6 NBFユニックスビル8F
協会けんぽ 福島支部 業務グループ
TEL.024-523-3915 (任意継続・保険証)
TEL.024-523-3917 (健康保険給付金)

傷病手当金について

傷病手当金とは

被保険者が業務外の事由による病気やケガの療養のため仕事に就くことができず、給与が受けられないときは、その間の被保険者や家族の生活を保障するため、健康保険から傷病手当金が支給されます。
※任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガには支給されません。

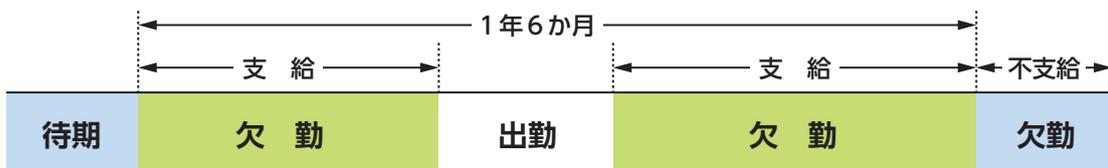


申請の方法

健康保険傷病手当金支給申請書に医師の証明と事業主の証明を受け、必要事項を記入の上、協会けんぽへ郵送してください。

支給される期間

傷病手当金は、病気やケガで休んだ期間のうち、最初の3日(待期)が経過した4日目から最長1年6か月の間で支給されます。(1年6か月分支給されるのではなく、その範囲内で該当する日についてのみ支給されます)



支給される金額(傷病手当金の額)

$$\text{支給総額} = \left[\text{支給開始月以前の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1} \right] \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

継続した被保険者期間が12か月に満たない場合は

- 支給開始月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - 協会けんぽ全被保険者の標準報酬月額の平均(28万円)
- いずれか少ない方を使用し、支給額を算出します。

資格喪失後の継続給付について

資格喪失の日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者資格喪失日の前日に、現に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。



傷病手当金が支給停止(支給調整)される場合

老齢退職年金(資格喪失後)・障害厚生年金または障害手当金・労災保険の休業補償給付等が受けられるときは傷病手当金が支給停止(支給調整)される場合があります。

お問合せ先 協会けんぽ福島支部 業務グループ TEL 024-523-3917

平成30年度の事業計画並びに収支予算

3月に開催された第145回理事会並びに第138回評議員会において、平成30年度 事業計画並びに収支予算をご承認いただきましたのでご報告申し上げます。

事業計画の基本方針にありますとおり、年金事務所や協会けんぽ等とともに社会保険制度の円滑な運営に寄与できるよう、各事業の推進に努めますとともに、事務講習会の開催、「社会保険実務の手引き」等の参考図書配付、「無料入浴券」の配付、情報紙「社会保険ふくしま」の発行、ハイキングやボウリング大会等の開催、等々をとおして事業所様をサポートできるよう全力で努めて参ります。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年度事業計画

基本方針

- (1) 社会保険制度の事業の円滑な運営に寄与するため、日本年金機構(県内年金事務所)及び全国健康保険協会福島支部、福島県社会保険委員会連合会(各地区社会保険委員会)と協力連携し、社会保険制度の普及宣伝及び被保険者等の福利増進の推進を図る。
- (2) 公益事業である事務講習会事業・広報事業・社会保険制度の普及事業を重点事業として実施するとともに、会員のための事業についても前年度を踏襲しながら実施し、利用者や参加者が増えるよう各事業の充実と推進に努める。
- (3) 全国社会保険協会連合会や各都道府県社会保険協会と連携し、社会保険協会組織の強化と事業推進に努める。

会議

- 理事会を5月、12月、3月に開催する。
- 評議員会を5月(定時)と3月に開催する。
- 各支部(福島・郡山・平・会津若松・相馬・白河の6支部)において、支部計画に基づいて理事会・評議員会を開催する。
- 「社会保険ふくしま」編集委員を各地区1名委嘱するとともに、編集会議を6月に開催する。
- 四者協議(社会保険協会・日本年金機構・協会けんぽ・委員会連合会)を開催する。
- 支部事務局長会議を6月に開催する。
- 本部と支部との個別協議(ヒアリング)を1月に実施する。



事務講習会事業

- 春に「算定基礎届等事務講習会」を7会場で9回開催する。(「社会保険ふくしま」3月号にお知らせと出席申込書を掲載しております。)
- 秋に「社会保険事務講習会」を14会場で14回(未定)開催する。
- 郡山支部で年金セミナーを9月に4会場で開催する。

広報事業

- 「社会保険ふくしま」を隔月(奇数月)に発行(郵送)する。
- ホームページ(<http://www.f-shimakyoukai.or.jp>)の充実とともに広報に努める。
- 主な事業内容と健康づくり事業の申込書を掲載した「事業のご案内」を4月に発行(郵送)する。
- 平成30年度事業計画・収支予算を「社会保険ふくしま」5月に、平成29年度事業実施結果・収支決算を「社会保険ふくしま」7月に掲載する。

社会保険制度の普及事業

- 「社会保険実務の手引き」(平成30年度版)を作成し5月に配付する。
- 月刊「社会保険」誌を社会保険委員設置事業所に毎月配付する。
- 11月15日に「年金委員・健康保険委員・事業主表彰伝達式」を開催するとともに、優良事業主に協会長感謝状及び記念品を贈呈する。
- 社会保険事務担当者に役立つ参考図書等を購入し配付する。



福利厚生事業

- 無料入浴券を希望する(応募のあった)事業所に配付する。
- 全国の各都道府県社会保険協会との統一事業として、全国のホテル等を優待料金で利用できる施設優待事業(施設利用会員証交付)を実施する。

支部事業

- 支部計画に基づいて、研修会やセミナー等を開催する。
- 支部計画に基づいて、健康づくりハイキング・健康づくりボウリング大会・健康づくりゴルフ大会・健康づくりソフトボール大会・健康づくりパークゴルフ大会等を開催する。

健康づくり事業

- リフレッシュ体操・ヨガ等の実技指導講師を希望する事業所へ無料派遣する。
- 健康講話や個別健康相談を実施する保健師を希望する事業所へ無料派遣する。
- 握力計・肺活量計等の体力測定器具を希望する事業所へ無料貸出しする。
- DVD(21タイトル)等の健康教材を無料貸出しする。



その他の事業

- 東北地方社会保険医療協議会(東北厚生局)・健康ふくしま21推進協議会(福島県)・福島県地域年金事業運営調整会議(日本年金機構)等の依頼に基づき委員を推薦する。
- 事業推進のため関係団体との協力・連携の強化に努める。
- 組織強化のため会員の拡大に努める。

※事務講習会等の開催案内やハイキング等の参加者募集は、事前に「社会保険ふくしま」及び当協会ホームページでお知らせいたします。

平成30年度収支予算

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	62,952,000	62,594,000	358,000
(うち会費収入)	(60,643,000)	(60,274,000)	(369,000)
(2) 経常費用			
① 事業費	41,178,000	40,357,000	821,000
② 管理費	21,637,000	22,209,000	△ 572,000
経常費用計	62,815,000	62,566,000	249,000
当期経常増減額	137,000	28,000	109,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	137,000	28,000	109,000
一般正味財産期首残高	64,350,000	64,701,000	△ 351,000
一般正味財産期末残高	64,487,000	64,729,000	△ 242,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	64,487,000	64,729,000	△ 242,000

平成29年度事業実施結果並びに収支決算については、5月に開催される第146回理事会並びに第139回定時評議員会で審議が予定されており、ご承認いただいた内容について「社会保険ふくしま」7・8号でご報告申し上げます。

『音楽は心の栄養・おкусり』

大槻電気通信株式会社
大槻 真紀

桜の季節、名所・おだんご・桜をテーマにした音楽、どれも春の雰囲気を感じるアイテムですね。私は、音楽が好きです。季節をテーマにした曲などは、その季節の空気、匂いが蘇ってくることがあります。ちょっと仕事に疲れたとき気に入った曲を聴くことで癒され、リフレッシュ出来る事があります。性別・年齢はもとより、言葉の壁も取り払ってしまうのが、音楽だと思います。

楽器を演奏するので、知人とグループを組んでボランティアで幼稚園、復興支援住宅等でのミニコンサートをさせて頂いています。

復興支援住宅では、まだコミュニティーが出来ていない地域が多く、来場される方はお知り合いの方ばかりではありません。そんな中、同じメロディーをロずさんと一緒に歌

えば、初めは硬い表情だった方も笑顔で帰って行かれます。次にお顔を合わせたときは、お互いに自然にお話しが弾むことでしょう。同じ時間、音楽を通して共有して頂き、心の栄養にして頂ければと願っています。

メンタルな部分の重要性が目目されてきている昨今、心が豊かになる事は、体にも良い影響が証明されています。音楽はきっと多くの人の心の栄養・おкусりとなってくれると思います。



皆様の参加をお待ちしています

社会保険協会 支部だより

福島支部 健康づくりボウリング大会

日程	平成30年7月18日(水) 午後6時55分スタート
場所	からしまボウル福島(福島市)
参加資格	管内会員事業所の被保険者及び家族
参加費	1人1,000円(2ゲーム代、靴代を含む) ※当日受付時に納入いただきます
申込締切	平成30年7月4日(水)
定員	先着120名(1事業所8名まで)

会津若松支部 健康づくりゴルフ大会

日程	平成30年7月21日(土) 午前8時35分インよりスタート ※集合時間はスタート30分前までにとなります
場所	会津磐梯カントリークラブ(会津若松市河東町八田 ☎0242-94-2011)
参加資格	管内の社会保険協会会員及び社会保険委員会会員 ※会員以外で参加希望の方はこの機会にご入会願います
参加費	3,000円 プレー費及び食事代等は各自ご負担とします
申込締切	平成30年7月9日(月)
定員	先着24名

会津若松支部 社会保険協会・委員会ボウリング大会

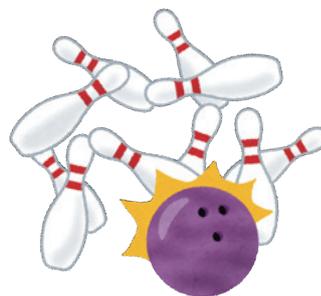
日程	平成30年7月12日(木) 午後7時スタート
場所	喜多方スターボウル(喜多方市)
参加資格	管内会員事業所の被保険者
参加費	1人1,000円(2ゲーム代、靴代を含む) ※当日受付時に納入いただきます
申込締切	平成30年6月30日(土)
定員	先着40名(1事業所8名まで)

相馬支部 第22回 親善パークゴルフ大会

日程	平成30年6月9日(土) 午前9時集合
場所	相馬光陽パークゴルフ場
参加資格	管内会員事業所の被保険者及び家族
参加費	1人1,000円(ゲーム代、昼食代を含む) ※当日受付時に納入いただきます
申込締切	平成30年5月29日(火)
定員	先着30名(1事業所4名まで)

白河支部 健康づくりボウリング大会

日程	平成30年7月12日(木) 午後6時30分スタート
場所	鏡石空港ボウル(鏡石町)
参加資格	管内会員事業所の被保険者
参加費	1人1,000円(2ゲーム代、靴代を含む) ※当日受付時に納入いただきます
申込締切	平成30年7月5日(木)
定員	先着40名(1事業所8名まで)



実施要綱・お申込書をお送りします

◆ご照会・お申込みは下記へご連絡願います
一般財団法人 福島県社会保険協会 TEL.024-525-9311

月額変更届について

Q 昇級のみでは2等級差になりませんが、残業手当を含めると、引き続き3か月間の報酬月額平均で2等級上がります。月額変更届の対象となりますか？

A 対象となります。ただし、引き続き3か月に支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)未満の月がある場合は対象とはなりません。

2等級以上の差を判断するに当たっては、**非固定的賃金を含めた報酬月額全体で比較を行うこと**になります。なお、固定的賃金の変動が全くない場合は、報酬月額全体で2等級以上の差となっても、月額変更届の対象にはなりません。

Q 人事異動で遠距離通勤となり、通勤手当が増額になりました。しかし業務が閑散期だったため残業時間が減少し、残業手当が少なくなりました。

これに伴い通勤手当が変更になった以後3か月間の報酬月額の平均が2等級以上下がります。月額変更の対象となりますか？

A 対象となりません。月額変更は、**固定的賃金の増減(原因)と標準報酬月額**の増減(結果)が一致する場合があります。

つまり、このケースのように、通勤手当(固定的賃金)の増額という原因にも関わらず、結果的に残業代(非固定的賃金)が少なかったために標準報酬月額が下がってしまうような場合は、対象となりません。



インセンティブ制度について

Q インセンティブ制度について教えてください。

A 協会けんぽでは、平成30年度から「インセンティブ(報奨金)制度」を導入します。

【評価指標】

- ① 特定健診等の受診率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 医療機関への受診勧奨を受けた
要治療者の医療機関受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合



上記①～⑤の評価指標に基づき47都道府県支部をランキングづけし、ランキングで上位半数となった支部については、得点数に応じた報奨金が付与され、保険料率を引き下げられます。

健診の受診率やジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用割合が上昇すれば、福島支部に加入する皆さまの保険料負担の軽減につながります。

